

令和3年度 第4回四万十町立図書館協議会会議録（要旨）

日 時 令和3年12月20日（月） 午後1時30分～3時30分

場 所 四万十町役場本庁（東庁舎）2階 多目的小ホール

出席委員 竹村君子、刈谷明子、金子仁、武内文治

欠席委員 久保田徳雄

事務局 生涯学習課課長兼図書館館長・林瑞穂、主幹兼図書館副館長・宮本美智、
長木千葉美、谷脇八代美、山口香

推進室 大元学政策監、大河原信子室長、西尾洋亮主査、河原一郎主任、松下理恵主任

—議題—

議題① 文化的施設サービス計画に関する意見交換

【文化的施設整備推進室より説明】

- ・サービス計画(案)の ver.3.0 からの変更点について
- ・サービス計画(案)検討資料「施設の管理運営体制」について
- ・サービス計画(案)検討資料「施設の組織体制」について

【質疑応答】

（竹村会長）

それではここまでについてご質問はないでしょうか。

（竹村会長）

P.6の第二留意事項の(7)「社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに」とありますが、そういうものに留意していくという大まかな漠然としたものは分かりますが、このあたりの中身というものはこれからでしょうか。

（推進室）

今後、教育委員会、図書館協議会と協議していくこととなります。事細かに示されているわけでも、確認が取れているわけでもございません。

参考P.20 国からの通知文「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について」、これはあくまで概要や通知なので、実際改正された法律を読んでいくしかありません。

（武内委員）

手続きについては十分わかったつもりですが、高いハードルを越えてまで町長部局に移管する手続きをする目的が分からない。教育委員会であれば、各年代の学びを担保するそれなりに知見のある人がいると思うのですが、あえて町長部局に移管して、直接関与することのない部門に移るということに、あえてそこまでやる意気込み、熱意を感じ取りたい。なにをもって教育委員会がおおむね了解したのかわからないです。

(推進室)

これまで事業の説明をしてきた熱意が伝わらなかったのかもしれませんが、今年度に入って文化的施設整備推進室を町長部局に立ち上げて、施設そのものをまちづくりの拠点としていくというのが町長の考えであり、目的をもってやっているということで単なる教育施設ではなく、その他の機能も兼ね備えた町長部局で管理していくのがいいのではないかと議論を進めてきているところでございます。

(武内委員)

人材育成センターの設置や今回のことを含めて、町長部局へと熱意は分かっても、本来そうかなと思うところです。あえて今までやってきたことを、覆すほどの理由が見いだせないわけです。全体の流れからみても流行りなどもわかりますが。

(推進室)

図書館、美術館だけなら従来通りのかたちをとってきたかもしれませんが、なぜこの方向を選んだのかを聞いてもらえばわかるかもしれません。こういった判断のもとやってきたということをご理解いただきたいと思います。

(武内委員)

学びの施設として図書館、美術館の区分けは必要ないと思います。蔦屋書店の南御座店には文房具屋があり、本があり、講演会があり、いろいろな学びや知ることの拠点になっています。人づくりは教育委員会にもあると思いますが、それを町長部局にエネルギーを費やしてまでもってくるのが理解できないのです。町長がしたいのかもしれませんが、理解ができないだけです。

【文化的施設整備推進室より説明】

- ・ P.11.12 「【管理運営体制】施設の位置付け案（イメージ図）」について
想定できる【案1～5】について説明
- ・ P.13 【組織体制】協議会等の位置付け案（イメージ図）について
案①～③について説明
- ・ P.14 「管理運営体制のメリット・デメリット等」について
町としては案1を採用とした説明
- ・ P.15 「組織体制のメリット・デメリット」について
町としては案①を採用とした説明
- ・ P.16 「サービス計画（案） P.21 変更案」について
管理運営について説明

【質疑応答】

(竹村会長)

法律や条例についてはよろしいですか。

(刈谷委員)

P.5 教育委員会に意見をうかがったりする必要があるということで、教育委員会組織の役割が変わってくるところはあると思いますが、事務手続きでこれまでなかった業務が増えることになりませんか。

(推進室)

そういう意味でいうと、教育委員会や図書館協議会が決定していたことを町長部局で決定をしたりするようになり、それを諮ったり意見をうかがうように立場が変わってくると思います。あくまでも社会教育の施設にしていきそれを町長部局で管理し、それ以外のまちづくりも含めた管理、運営をしていきたいと思っております。

(金子委員)

関連度合いが薄れていく方向を武内委員は危惧されているのでは。

(推進室)

委員会の委員でいうと大きく役割が増えるのではなく、事務局が町長部局で業務を行うようになり予算についてもうかがいはしますが、それはどこが作成しても変わりません。

(林館長)

それに伴って文化的施設を町長部局に移管する場合、生涯学習課の業務の見直しを図る必要がでてくると思います。業務量に応じて人も移っていく可能性がありますし、まだどのような動きをしていくかについては詰めができていないところでございます。

(刈谷委員)

P.7 フローチャートでいうと③の特定事務等の整理ということですか。

(推進室)

はい。そういう流れです。

(武内委員)

「より効果的と判断する場合は」ということについて、コミュニティ機能がついているために町長部局にもっていくような気がするのですが、より効果的と判断するという意味が分らないです。途中で移管することはできるのですが、どんなコミュニティ機能になるかわからないなかで、1回もつていくと戻すことは難しいと思うのです。学芸員のものの見せかた、文化財の保存も含めて町長部局にもっていくと、教育委員会の役割がなく、学校だけになりやるべき事務がなくなるのではと心配しています。

(推進室)

説明が足りてないところもありますが、危惧されているところは自分たちも重々理解しております。

(推進室)

P.11.12【案1】と【案3】の一つにまとめて管理、【案2】と【案4】施設自体の管理と主体はばらばらで比較すると、委員さんとしてはどちらがよろしいでしょうか。

(刈谷委員)

ばらばらだと全体の方針や、すり合わせが大変になります。町立図書館も町立美術館も今あるものがそのまま移るのではなく、サービス計画にあるように、ただ窪川のことをやるだけではなく、これまで以上に四万十町全体のことを考えると、教育委員会所管ではこれまでできなかったことが町長部局でできるようになるのであれば、それはより効果的であるといえるのではないかなと思います。移管できるようになってまだ3年ぐらいしか経っていないので、これからどうなっていくのか等、他の施設なども参考にしていくのがいいと思います。

(金子委員)

表面的な部分しか見ていないのかもしれないのですが、今までの図書館、美術館のことを考えると、文化的施設整備推進室ができて、文化的施設の計画自体も流れがはやまって具体化してきたと思います。今までのところにまかせて大丈夫なのかという気持ちがあり、教育委員会が今までどれだけのことをやっていたのか、それが今の図書館、美術館の結果だと思います。いろいろな手続きがあると思いますがこの機会にそれを乗り越えてでも、全体を町長部局所管で考えたほうがいいのかと思います。社会教育施設という一定の担保を踏まえたうえでやっていけばいいのではないかなと思っています。

(武内委員)

黒潮町のあかつき館は指定管理で、教育図書館、記念館をつかった展示活動、ホールをつかった文化活動が行われており、県下でも西の中心的な文化活動の施設になる。黒潮町は昔からの施設ですが、町長部局に移した施設。意味合いがなくても学べる先駆者だと思います。

町長部局でもっと発展的な活動ができるなら駄目ということではないのですが、より効果的というなかで頑張っている先進の黒潮町の活動があるわけなので、ぜひあかつき館をみていただきたいと思います。

(竹村会長)

法律に縛られたほうがいいのかと思います。公民館など全国から次々となくなっていき、運営やコントロールしやすい〇〇センターに代わってきている歴史を考えると、法律に縛られたほうがいいのかと思います。【案4】は機能として位置付けているので、【案4】はなしだと思います。平和な日本に暮らしていると危機は感じないですが、大事な役割だと思っているので、そうすると残りの三つのなかで選んでいくことになるのかなと思います。

(刈谷委員)

図書館協議会でどれがいいか決めていくのですか。

(竹村会長)

諮問されているわけではなく今日まとめるのは無理なので、今日は意見や質問を出していただければと考えております。

(推進室)

町としてはどう考えているか等、説明をさせていただきましたが、それをサービス計画(案)に記述しています。計画書ということになるべく具体的に書ききっていますが、この場で決定ではなく、教育委員会と話を進めていければと思います。いったん案を示しながらでないと、意見をお聞きせずに、検討しているとまだまだ先の問題のように思われますので。計画自体は来年からスタートしますが、開館時にその協議が整わなければサービス計画の変更も必要となってきます。

(推進室)

基本構想、基本計画のなかで学びの施設としての役割も果たしたうえで、まちづくりにも寄与するというのがうたわれております。まちづくりの効果を見込んだときに、町長部局のほうが成果を出しやすく、教育委員会でまちづくりまでを担うのはきびしいのではないかという声もあり、町長部局で検討しています。津山市も町長部局に移管されております。細かな報告はしておりませんが、重要な案件や学校教育に関する案件は教育委員会にも意見をいただいております。どちらかを選択するしかないだろうというところで今回、町長部局といたしました。

(竹村会長)

図書館協議会は残るのですか。

(推進室)

管理運営体制と協議会の体制は別で考えていただければと思います。町立の図書館、美術館は協議会を置くことができるようになっており、必ずしも置かなくてもよいとされております。しかし、懸念されていることもあるので、町長部局に移したとしても協議会は残しておこうとしています。その協議会の代表者で構成する全体の協議会をつくっていかうとする案です。

(竹村会長)

案①②③に共通したものは協議会、審議会を置くということで、それに全体統合の施設の運営協議会と理解してよろしいでしょうか。

(推進室)

どれをとったとしても、必ずしも協議会を置かなくてはいけないことはありません。だが、どの案になっても既存の協議会は置きましょうとしております。既存の協議会だけでは施設全体の運営が難しいので、施設を管理する協議会を置きましょうとしています。

(竹村会長)

案②③になった場合、協議会、審議会のそれぞれの代表者に加えて町長部局で構成するのですか。対等なのでしょうか。

(推進室)

案のどれであっても、運営協議会はそれぞれの協議会の代表者、あるいは公募の委員で構成する町長部局で所管する協議会ができると考えております。

(竹村会長)

施設の管理までは教育委員会の荷が重すぎるのでは。【案2】をとったときに図書館の協議委員、美術館の審議会委員、その他の代表者が集まって、そこに町長部局がきて、この人たちとは対等なのでしょうか。提案書は町長部局が提案すると思いますが、委員としては対等なのでしょうか。

(推進室)

協議会としての委員なのでそれは対等です。どこを代表して出ているかという時に、町長部局の委員として出てくるか、教育委員の委員として出てくるかという違いです。

(竹村会長)

例えば案②だとすればどうですか。

(推進室)

町長部局が事務局となり提案し、判断する委員については教育委員会の付属の機関である図書館協議会、美術館審議会のトップで判断されます。

(推進室)

教育委員会と協議しながらつくりあげていくようになります。案①であっても、案②であっても委員は出でくことはあると思いますが、その協議会がどこに所属しているかが違ってきます。

(金子委員)

自分から見ると役場の人たちで、教育委員会は職員の数や能力的に荷が重いのか、権限の部分で荷が重いのか、荷が重いとは何を指しているのですか。仕事ができる人が教育委員会にいったらいいという話になるのではないですか。職員がやることに変わりはないように思いますが。

(推進室)

教育をとったときに、まちづくりや人材育成も含まれているといたらそれまでですが、事務上は町長部局が担う業務、教育委員会部局が担う業務が分かれていて、まちづくりといたときに本来、教育委員では所管できない部分になります。町長部局であれば教育という部分をもってすることができますが、その逆はできません。

(竹村会長)

町長部局から、まちづくりやりますよとストレートでくることが引かかります。極力、教育委員会の独立性を大事にしながら守っていかないと、その部分が侵されると宗教の本が集まる等、本の種類も変わっていくと大変になるのでそこをチェックしていかないといけないと思います。ストレートに町長部局からきて施設管理の委員会が決定していきますよとか、人数も多数決で決まりやすくなっていけないように、今は私たちも提案者も良心的で信頼できるわけですが、いつそうなるかわからないので、そこを簡単につくってはいけない組織体制だと思いました。その配慮をしながらやっていかなくてはと思います。

(金子委員)

P.6 第二留意事項 (4) 「都道府県が関係法の規定に基づき域内の社会教育機関に関して行う以下のような助言や研修等については、社会教育機関の設置者としての事務ではないことから、特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、教育委員会が引き続き行うこと。」とあり、その図書館関係とは何を指すのですか。

(林館長)

この部分は県の仕事としてやる場合と考えるとよいかと思います。

(推進室)

県の教育委員会の役割としては変わらないということです。設置者という言葉に重みがあるのかもしれませんが。

【文化的施設整備推進室より P.17～P.19 について説明】

【質疑応答】

(金子委員)

P.15 組織体制 案②のデメリット「施設全体の管理運営に関する協議・決定の場（組織）がないため、既存組織（各機能）の取りまとめや連携・調整が困難。」とありますが、新たに設置する協議会がそういった場ではないのですか。文章がずっと入ってこない。

(推進室)

文章が分かりにくかったかもしれませんが、協議するための既存の組織の取りまとめる場がないという意味です。持ち帰って話をできる場がないという。

(武内委員)

5年くらい前、教育委員会も合議制になり教育長などもかわるなど、いろいろかわってきているように思えますが教育委員会とは何か。トレンドかもしれないが、まちづくりのイメージも定義もばらばらで定まっていないですし、図書館と美術館にコミュニティ機能を入れて町長部局に無理やりもってきているように感じます。だんだん浸食されていることが事実で、図書館法が戦後にでき、図書館の自由を守ってこうという気運のなかで長年培ってきた図書館の運営、流れを変えるのはいかがかと思います。やることは素晴らしいと思いますが危惧します。

(推進室)

町の図書館を、図書館法に基づく施設にしようとする姿勢は絶対に譲らないところです。どちらの案が 100 パーセントいいということではないです。今までどおり教育委員会でまちづくりもやりますというのであれば現状でも大丈夫ですが、今回それでは足りないので、町長部局にという案としています。

(武内委員)

根幹のものを条例として出し、議会でも議論し、規則は町長が変えられるので、条例のなかで提案し議論してほしいと長年提案してきました。室長の思いは分かるが担保がないのでは。

(林館長)

役場の事務については教育委員会にいたり、町長部局にいたりということはありません。保育は児童福祉法に基づいていますが、今は教育委員会が所管しています。教育委員会がやることで、よりきめ細かい目でみられる一面もあり、幼稚園、保育所の一元化がスムーズにできています。今回は逆パターンで教育委員会ではできなかったこと、限界があったことを町長部局に移すことで可能性がでてくるのではと思っております。トライしてみるには今回がチャンスと思い提案させていただいたというのも主旨の一つであります。

(推進室)

法律に基づいた図書館にするため、【案4】【案5】は自分たちのなかでも消えていました。【案2】については刈谷委員がおっしゃったように、管理しているところと運営しているところがばらばらというのは、施設としてよろしくないのではないかと思います。自分たちのなかでも悩ましいのが【案1】と【案3】です。提案として最終的に【案1】とさせていただいたのは、教育委員会というのは首長部局から独立した行政委員会となっております、そこに町長の公約にも掲げているようにまちづくりの色を強く出していくとなると、それは首長部局でやるべきということで判断しました。地方自治法の中に補助執行という制度がありまして、図書館の運営を首長部局の方が手伝ってやっているということは法律の改正前からありましたが、今回はお手伝いではなく管理、運営自体を移せるという法改正が行われました。津山市も補助執行というかたちで行っていて、法改正があったときに津山では補助執行をして、法改正にのっとり移してきました。移管自体はしていませんが、首長部局が管理しているところもほかにあるので勉強していききたいと思います。

(竹村会長)

教育委員会は独立した行政組織であるという、そこを崩してしまったらと思い【案2】はと思いましたが、教育委員会に頑張っただけならば、全体の各代表が、集まるところで出てきてくれればと思います。役場としては一括管理がやりやすいと思うので。

(推進室)

町長部局で管理運営するというのは、こういったかたちのほうが、目的が達成できるのではないかという町長部局からの提案です。委員さんが心配されている教育委員会としてどうあるべきかは、教育委員会でお話いただければよろしいかと思います。今日この場で決めるのではなく、意見公募も踏まえ検討していければと思います。

(竹村会長)

P.20 文科省からの法改正の通知文について、町長部局の管理になったとき、予算について議会の承認を得ることや、教育委員会に聞くということは網羅されているでしょうけど、法律に書いていても直轄になってしまうと危ないのでは。そういった日本の歴史がありますから、くれぐれもそのあたりをと思います。

(林館長)

意見公募も踏まえてまたこういったかたちでの協議をできればと思います。

(竹村会長)

委員の皆さん、もう一回会を行うというのはどうですか。

(武内委員)

サービス計画で骨格になるのはヒト・モノ・カネでいえばお金だと思います。町長部局にいけば担保されると思うが、自主的な財源の確保にクラウドファンディングが出てくる。主体的な町長部局が具体的などのくらい担保するかという一つの基準。今でも議会でここは不要だから削れという話がありますが、いつでもどこでも誰もが利用できる、情報が知れると言いながら、人の体制は分かったけれども、お金の流れ、議会に何か言われても将来的に担保できるものがみえていない気がする。説得できて、それなりに長く確保できるような計画を立ててもらいたい。本が3,000冊で900万円だと思うが、サービス計画の第4章、管理運営計画の1.管理運営と書いていて、2.自主的な財源の確保というのに違和感がある。

(林館長)

流行りといったらそれまでですが、クラウドファンディングに頼るということではないです。瀬戸内市がこういう書きぶりだったということや、図書館基金ということで積み立てていくこともできるということです。いったんふるさと支援基金へ入れて、寄付者の希望に応じて使える可能性はあります。

(推進室)

具体的な人数などは示していませんが、専任の施設長や学芸員、司書は検討しています。これに見合うものは議会にお示ししました。町の財源に頼るのではなく、努力していきたいという姿勢として見せていきかけたものでございます。

(林館長)

基本計画にも、クラウドファンディングなどで財源を確保していくことを入れております。

(竹村会長)

ふるさと納税のうち、いくらか入れるのはどうでしょうか。PRになってクラウドファンディングにも使えるのではないのでしょうか。

(林館長)

現在は入っていません。使用目的にある一定盛り込んでいくことは今後の調整で可能ではと思います。子育て支援、四万十川など網羅的には入れております。

(武内委員)

第4章、管理運営計画の2番目にきているのに違和感があるということであって、町民の図書館であって、納税者である町民がお金を出して運営することがまさに自主的な財源の確保。それがあってのクラウドファンディングなのは。あえてそれを書いて、将来にわたっての基準、総予算の何パーセントか等、将来を担保された運営計画を書ききったほうがいいのか。

(林館長)

1パーセントあれば十分活動できると聞いたことはありますが、総予算の何パーセントと書くのは難しいのかなと思います。

(武内委員)

どこかのスーパーで売上高の1パーセントは社会貢献するというので、それがコマーシャルになっている例もあります。

(竹村会長)

町長が代わっても、つながっていくことが大事ですね。

時間も過ぎましたので、本日の協議会は終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会